SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

「ヨセフィーナ刑法典」試訳(二・完)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 足立, 昌勝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008937

「ヨセフィーナ刑法典」試訳（二・完）

足立昌勝

一　はじめに
二　犯罪とその処罰に関する一般法典
第一編　刑事犯と刑罰について
第一章　刑事犯一般について
第二章　刑罰一般について
第三章　君主および国家に直接的に関連する犯罪について（以上前号）
第四章　人の生命および身体の安全に直接的に関連する犯罪について
第五章　名誉および自由に直接的に関連する刑事犯について
第六章　財産および権利に関連する刑事犯について
第七章　犯罪および刑罰の消滅について
第二編　行政犯および行政罰について

第一章　行政犯一般について
第二章　行政罰一般について
第三章　同胞の生命または健康に危険または被害をもたらす行政犯について
第四章　同胞の財産または権利を毀損する行政犯について
第五章　道徳を頽廃させる罪について（以上本号）

第七六条　援助して、官憲に身体を拘束されている者が策略または暴力を用いて刑務所または留置場から逃亡するのを容易にした者は、その援助が取調の端緒にありそれゆえまだ有罪と宣告されていない被拘禁者に対してかまたは拘禁および刑罰の状態にある有罪判決を言渡された者に対してなされたかにかかわりなく、刑事犯を犯している。

第七七条　逃亡への援助が官憲みずからによって直接的にもしくは官憲の関知、承認、所有する機会および同情でもって間接的に行なわれたとしても、その援助が国事犯を犯した者、謀殺を犯した者、窃盗を犯した者または放火罪を犯した者になされたときは、刑罰は、第二級短期懲役である。そのような犯罪者は、おそらくその者に属する財の占有と一致している官憲の実力の行使を、それによって占有者である間失なう。この刑罰は、公的告知によって加重されなければならない。

第七八条　逃亡の援助が官憲それ自体の関知なしに官吏によってもしくはもっぱら囚人の監視を旨とする下級官吏（Diener）によって行なわれたときは、犯罪者は第一級短期公共労働に処せられるべきである。

第七九条　援助によって同時に委託されている役務（Amt）を侵害しない者が援助を行なったときは、その者は、第一級短期軽懲役および公共労働で処罰されなければならない。

第八〇条　逃亡するために実力を行使した者は、むち打ちでもって懲戒され、重い鉄を付加されなければならない。その者が実際に策略または暴力で逃亡を遂行したときは、行なわれた新たな犯罪で処罰されるべきときでも、その犯罪を顧慮せずに、刑罰は残余の刑期の間断食、むち打ち、重い鉄および周囲の状態により重鎖刑で加重されなければならない。

第八一条　明瞭に烙印された者、勾留または刑罰から逃亡した者その他犯罪者と知られている者を故意に（wissentlich）住居にかくまった者または秘密ではないけれども一時的滞在を与えた者は、それによって犯罪の継続に何も寄与せず、その犯罪への数個の関与の責任が存在しないとしても、犯人隠匿の責を負う。

第八二条　例えば殺された者の身体、盗まれた財物などの犯罪の対象もしくはもっぱら犯罪の実行に使用された用具を自分のもとにまたは他の場所にかくしている者も、前条の責を負う。

第八三条　知っている犯罪者に変装、識別不明にすること（Unkenntbarmachung）その他官憲からの発見を不能にしまたはかくす方法で寄与した者も、この犯罪の責を負う。

第八四条　犯人隠匿の罪に対する刑罰は、隠匿された犯人が危険であり反社会的である程度に応じて、短期または中期の軽懲役または懲役および公共労働である。

第八五条　直系尊属および直系卑属、兄弟・片親違の兄弟、その配偶者、自己の配偶者または配偶者の兄弟・片親違の兄弟を隠匿した者は、その者が実際に犯罪者であると知っているとしても、その者との血縁の濃度に応じて寛大に扱われなければならない。但し、隠匿者は犯罪の実行または継続に際してみずから何も寄与してはならないという条件が存在しなければならない。

第八六条　君主の軍旗に忠誠を誓った兵士または君主の軍隊に属する兵士を故意に兵役そのものからの逃亡を説諭した者、これに対して軍隊がみずから決然としなかったときに助言と実行で援助した者または決意した逃亡者に軍服、武器の購入、方法の指図、変装、隠匿、滞在の提供などによって何らかの援助の手を提供し、そのことによって逃亡を容易にしもしくはその者の探索および発見を困難にした者は、兵役からの逃亡の罪の従犯を犯している。

第八七条　前条の罪を犯した者が兵役に役立ち得るときは、例外なく援助をして逃亡した者に代って兵役につかなければならない。その者が性別その他の事情で兵役に役立たないときは、国防会計への新兵費の二倍の支払いとともに第一級短期軽拘留が宣告される。国防会計への支払いが不可能なときは、刑罰は第二級短期拘留および公共労働に変えられなければならない。

第八八条　逃亡者に関して兵役からの逃亡の罪をいかに処罰するかについては、戦時立法で定める。これについては軍法会議で審理する。

第四章　人の生命および身体の安全に直接的に関連する犯罪について

第八九条　人の生命および身体の安全に直接的に関連する犯罪は、(a) 通常殺人罪、(b) 強盗殺人罪、(c) 暗殺の罪、(d) 殺人依頼罪、(e) 決闘罪、(f) 堕胎罪、(g) 子供を遺棄する罪、(h) 暴行傷害罪、(i) 自殺の罪である。

第九〇条　人を致命的な武器で襲った者または傷害が致命的であり、その死が即時にまたは速やかに治療を加えずに短時間の後に必然的に起るような何らかの暴力的危害を人に加えた者は、殺人罪を犯している。

第九一条　通常殺人罪に対する刑罰は、第一級長期懲役である。

第九二条　通常殺人および次の種類の殺人により、父、母および子供の愛、夫婦間の誠実、第八五条に掲げられた親族および本条においてはさらに二世代以前の兄弟姉妹の絆を毀損し、それによって究極的に密接な結合が毀損されたときは、たとえ行為者が殺された者に対して尊敬を義務づけられていたとしても、刑罰は第二級長期懲役と定められ、厳しい付加によって加重されなければならない。

第九三条　前条の加重は、殺人の方法から特別な残虐さが明らかになったときおよび殺害者が殺された者に死をより厳しくしようとした故意が明らかになったときにも行なわれる。

第九四条　殺人罪を数人の者が共同して行なったときは、殺人罪に対する了承および故意を有する者は、殺された者に危害を加えたかどうかにかかわらず殺人罪の正犯として処罰される。

第九五条　立服、無思慮、短気、なぐり合いおよび不安は、行為者そのものを殺人罪の責任から免れさせるものではない。しかし事情に応じてそのような場合には、刑罰を軽減することができる。

第九六条　正しい正当防衛において人を死に致した者は、殺人罪とはみなされ得ない。正当防衛の免責が妥当するのは、行為者が誘因を与えないのに死亡した者に何らかの方法で攻撃されもしくは自己の傷害または死を根底から恐れていたことを行為者が証明するかまたはそれが人、所、時の事情によって根拠をもって推論されたとき、あるいは自己もしくは他人の財産・自由を自己の傷害または死の危険なしに捕えることは不可能である不正な侵害者から守るために他人の死を惹起した実力的防禦を用いたことを行為者が証明したときである。

第九七条　侵害者の死を惹起せずとも損害および危険なしに侵害からのがれられ、侵害者を殺すことなしに捕えることができもしくは直接的にみずから誘因を与えた攻撃に対して防禦しなければならないときに、自己の防禦においてのみ人を殺し、正しい正当防衛のすでに示された限界をこえた者は、殺人罪を犯したものである。そのような場合には、第一級の短期懲役および公共労働の刑が行なわれ、特に憂慮すべき事情の場合には、刑を加重することができる。

第九八条　殺された者の固有の財産またはその者の管理、監視下にある他人の財物を窃取する意図で人を襲いかつ殺した者は、強盗殺人罪の責任がある。侵害は、路上、住居内または一時的滞在を問わず、いつでも行われる。

第九九条　強盗殺人罪の刑は、第二級長期重懲役であり、殺人の方法から行為者の特別な残虐性が明らかな場合においてのみ、重懲役に代えて鎖刑を言渡さなければならない。

第一〇〇条　変装、奸知し、武器または毒を用いて、人から慎重さや防衛を排除する方法で、人を殺した者は、暗殺の罪を犯したものである。

第一〇一条　暗殺の罪の刑は、第二級長期鎖刑である。

第一〇二条　甘言、約束、贈与、脅迫、暴力その他何らかの考えられ得る方法で他人に殺人を決意させんとした者は、殺人依頼罪を犯したものである。その場合、依頼が引き受けられたかどうか、またとりきめられた攻撃または殺人が発生したかどうかにはかかわらない。

第一〇三条　前条の罪の処罰については区別がなされなければならない。依頼が全く認められなかったときもしくは認められたが攻撃が行なわれなかったときは、犯罪者は、第二級短期懲役および公共労働を科せられる。依頼が攻撃を惹起させたが殺人を惹起させなかったときは、犯罪者に対しては第一級中期重懲役および公共労働が言渡されなければならない。依頼された殺人が実際に行なわれたときは、犯罪者には殺人犯と同様の刑が科せられる。

第一〇四条　殺人の依頼者と依頼された者との間に第九二条に掲げられている関係が存在するときは、それに応じた同様の刑の加重がなされなければならない。

第一〇五条　挑戦を誘発させた原因を問わず、争うために致命的な武器をもって人に挑戦した者は、決闘罪の責任がある。それは、すべての侮辱された者、その財産および名誉を侮辱した者から守り、防衛する公の法律・司法行政の威信および

共通の秩序、平穏、安全の維持が、個々の市民が武装した手でみずから法を作り、その者、相手方および同胞の生命をかけることを許さないからである。

第一〇六条　死亡または単なる傷害が惹起されもしくは何も起らなかったとしても、致命的な武器をもって争うために対峙したときは、この犯罪は挑戦した者および挑戦された者により遂行されたものとみなす。

第一〇七条　決闘した者の一方が死亡したときは、生存者は、その者が挑戦者であるときには通常殺人罪を犯したものとみなされなければならない。生存者が挑戦された者であるときは、第一級中期懲役および公共労働に処せられる。

第一〇八条　殺された者が挑戦者であるか被挑戦者であるかを問わず、その者の未亡人および子供には、生存者に対する完全な損害賠償の権利が留保される。

第一〇九条　決闘において争った者のいずれも死ななかったときは、挑戦者は第一級短期懲役および公共労働に処せられ、被挑戦者は第一級短期軽懲役に処せられなければならない。

第一一〇条　次の者は、決闘罪の共犯である。

a　決闘に際して争った者のどちらかの介添人、すなわちいわゆる立会人である者。

b　決闘の挑戦または応諾に際して何らかの方法で貢献した者および法律に忠実であり、挑戦を他の方向へ向けさせようとしている者に軽蔑を示しそうでありまたは示した者。

第一一一条　決闘罪の共犯に対する刑は、第一級短期軽懲役であり、介添人に対してはさらに長い期間を言渡さなければならない。

第一一二条　みずからが妊娠しており、胎児の堕胎を惹起しまたは分娩を何らかの方法でひきおこし得る何らかの行為を故意でもって行ない、胎児が死産であることを知っている婦人は、いかなる衝動原因がこの罪悪をもたらしたかにかかわらず、刑事犯を犯している。

第一一三条　堕胎罪に対する刑罰は、第一級短期懲役および公共労働である。この刑罰は、既婚婦人に対しては常に加重されなければならない。

第一一四条　堕胎の手段を勧め、堕胎の意図で手段を調達しその他何らかの方法で情を知りながら堕胎に寄与した者は、この犯罪の共犯である。共犯は、婦人の要求の有無にかかわらず行なわれる。

第一一五条　この犯罪の共犯に対する刑罰は、第一級短期軽懲役および公共労働である。共犯者が堕胎された子の父親であることが証明されたときは、刑罰は加重されなければならない。

第一一六条　みずからの手で生命の維持への援助をなすことが不可能である一才の子供を、死の危険にある子供に賞金を与えもしくはその救助を偶然にゆだねるために遺棄した者は、遺棄された子供の死が発生したかどうかを区別することなしに、いかなる意図が犯罪にかりたてたかにかかわりなく、子供の危険な遺棄の罪を犯している。

第一一七条　aおよびb項に対する刑罰は、第一級中期懲役とし、c項のときは第二級とする。犯罪の際にこめられた悪意の程度に応じて刑罰は加重されなければならない。

a　遺棄が人の通常通るところから離れたもの寂しいところで行なわれたとき、遺棄された子供が通行人によって探知されないほど隠されているときまたはうめき声を聞くことが妨害されていないときは少なくともそれが困難にされるほど隠されたとき。

b　自然法または民法によって遺棄された子供の扶養を義務づけられている者が遺棄を行なったとき。

c　遺棄された子供の死が発見される以前に遺棄によって惹起されたとき。

第一一八条　遺棄が人の通常通るところで、子供のまもない発見が必然的でありまたは少なくともすべての事情から発見が期待されたような方法で行なわれたときは、刑罰は第一級短期軽懲役および公共労働である。

第一一九条　立服、復讐、敵愾心、貪欲その他悪意ある意図で人に暴行を加え、それによって人を死亡させなかったが、かなりな程度の傷害を負わせた者は、刑事犯の責任がある。

第一二〇条　この犯罪に対する刑罰は、こめられた悪意、使われた暴力およびそこから生じた傷害の程度に応じて、第一級短期懲役または軽懲役である。傷害が生命に危険であるとき、または永遠に健康の喪失をひきおこすときその他特別な悪意の程度がこめられているときは、第二級短期懲役刑が言渡される。傷つけられた者にはいかなる場合にも補償がなされなければならず、傷害が生活状態にはいりこみまたは何らかの方法で生活状態に損害をもたらしたときは、傷つけられた者ならびにその妻、子供には損害賠償の権利が留保される。

第一二一条　悪い意図で人の手足を切断した者は、切断された者のたっての要求にもとづいてなされたときであっても、刑事犯の責任がある。

第一二二条　前条に対する刑罰は、第一級短期懲役および公共労働である。この刑罰は、使われた暴力および損害の重大性を考慮して加重されなければならない。行為がたっての要求にもとづかないときは、切断された者、その妻および子供には補償および損害賠償が留保される。

第一二三条　人が理性の使用を妨げる意識錯乱または比較的重い病気の徴候を認められないときに死を早める暴力的行為によって自己の生命を奪うときは、自殺である。自殺者が直ちに死んだときまたは後悔を示さずに死んだときは、その者の身体は、刑吏によって埋葬されなければならない。その者が行為と死亡が生ずる間に後悔を示したときは、通常の墓のみが拒否され、すべての副葬品および装飾を入れずに埋葬されなければならない。

第一二四条　行なわれた犯罪の威嚇された刑罰からのがれるために自殺が行なわれたときは、自殺者の名前は、合法的に証明されたものとみなされうるだけの犯罪の内容とともに絞首台にたてられ、一般的に告知されなければならない。

第一二五条　自殺が試みられたが、行為者の願望および協力なしに単に偶然的にまたはその他何らかの原因で遂げられなかったときは、犯罪者は、傷害を惹起したかどうかにかかわらず、監獄に送られなければならない。そこに、その者は、自分自身への暴行が不可能な状態で、教育によって、自己保存が神、国家および自分自身に対する義務であることを悟り、完全な後悔を示しおよび改良が期待されるまで不定期間抑留される。

第五章　名誉および自由に直接的に関連する犯罪について

第一二六条　名誉および自由に関連する犯罪は、（a）誹毀罪、（b）強姦罪、（c）略取罪、（d）誘拐罪、（e）不法な拘禁罪である。

第一二七条　損害を加え、期待されえた利益をそらし、権利に損害を与えその他不法を加える処罰を求める意図で、人に関して、確実性を信じていない犯罪または不法な行為を申告した者は、行為者が申告された者に対する原告として合法的官憲の前に位置している場合を除いて、刑事犯としての誹毀罪を犯している。

第一二八条　人を犯罪もしくは不法な行為のかどで告発し、合法的官憲の前に位置している者が、告発の真実を証明できず、告発をした十分な理由を申し立てることができないときは、前条の犯罪の責任がある。

第一二九条　誹毀が侮辱された者に対して誹毀の結果および不利益をもたらさなかったときは、刑罰は第一級短期軽懲役および公共労働であり、さらに打擲により加重されることがある。誹毀により侮辱された者に損害が加えられたときまたは誹毀が悪意の意図から遂行されたときは、誹毀罪の刑罰は、第一級短期懲役および公共労働ならびに犯人の公的告知である。告知は、誹毀を加えられた本人のより大きな不利益への誹毀が告知によってさらには広げられず、その記憶が繰り返されないように慎重にすすめられなければならない。より大きな悪意がこめられており、それによって加えられた損害が著しく、または親戚の絆および第九二条による畏敬の義務がそれによって侵害された程度に応じて、刑罰は延長され、加重されなければならない。侮辱された者には補償および完全な損害賠償の権利が留保される。

第一三〇条　婦人を姦淫する下品な意図で、暴力的束縛または仲間の援助によって、婦人を罪となる欲求に抵抗することを不可能な状態においた者およびそのような暴力的状態で婦人を実際に姦淫した者は、強姦罪を犯したものである。

第一三一条　すでに示された致命的な武器およびそれを用いた脅迫により、婦人に下品な姦淫を甘受することを強要した者も、この犯罪の責任がある。

第一三二条　強姦罪に対する刑罰は、第一級中期懲役および公共労働であり、用いられた暴力または姦淫された者に加えられた損害の程度に応じて加重されなければならない。補償および損害賠償の権利が留保されている婦人には、同時に犯人の財産に相当する十分な扶養が与えられなければならない。

第一三三条　強姦罪の幇助は、第二級短期懲役および公共労働で処罰しなければならず、それは事情に応じて打擲を加重することができる。強姦のときの幇助者は、侮辱された婦人に対して、犯人の財産だけでは十分でないときは、補償、損害賠償および扶養の義務を負う。

第一三四条　国家の領域内に滞在する者をその意思に反して外国、外国の権力その他ラント内における不法な暴力へと引き渡すために、その者を合法的官憲の関知・承諾なしに策略または暴力を用いて捕えた者は、略取罪を犯している。

第一三五条　略取罪に対する刑罰は、第一級長期懲役であり、行為者が土着の者（Landeskind）であるときは、刑罰は加重されなければならない。

第一三六条　ラントの領域内において外国の兵役へと勧誘した者または他のラントへの移住を勧誘した者は、勧誘のときに策略または暴力を使用せず、応募者が仕えている国の土着の者であったとしても、略取罪の責任がある。

第一三七条　外国の兵役へと勧誘した者もしくはわが国の軍隊に所属する兵士に他のラントへの移住を勧誘した者は、戦時立法で処罰され、それについては軍法会議が審理しなければならない。その他の勧誘が行われたときは、刑罰は第一級中期公共労働であり、行為者が土着の者であるときまたは応募者が実際にラントの外へ出たときは、刑罰は加重されなければならない。

第一三八条　父親もしくは後見人の監督その他何らかの扶養の下にある未成年者を暴力または策略を用いて、その父親、後見人もしくは扶養者から秘密裏に奪い去った者は、この誘拐がいかなる意図ですすめられ、それから未成年者に不利が生じたか否かにかかわりなく、略取罪とみなさなければならない。

第一三九条　略取された未成年者が何らの害も加えられなかったときは、略取罪の刑罰は第一級短期軽懲役である。未成年者の略取に他の犯罪が附随したときは、附随した犯罪に科せられるさらに重い刑罰がさらに加重され、もしくは刑罰は第一級中期懲役および公共労働にかえられなければならない。未成年者を、生れたときとは異なる宗教に導く意思で略取したときにも、このような刑罰は存在する。

第一四〇条　自己もしくは他人のために婚姻または姦淫の同意を得る目的で、婦人をその意思に反して暴力または策略を用いてわがものとした者および反対または反抗をさまたげずに婦人をその滞在場所から連れ去った者は、その意図が達成

されたかどうかにかかわることなく、誘拐罪を犯している。

第一四一条　誘拐罪に対する刑罰は、第二級短期懲役および公共労働ならびに行為者の一般的告知である。誘拐された者には、補償および完全な損害賠償（vollkommenen Schadloshaltung）の権利が留保される。

第一四二条　婦人が合法的配偶者を有しもしくは父親、後見人その他合法的支配の下にあることを知っているにもかかわらず、承認を得ずに一族の合法的支配から婦人を奪取した者は、誘拐罪を犯している。

第一四三条　誘拐罪に対する刑罰は、第一級短期軽懲役および公共労働であり、その実際の期間もしくは加重は、行為が惹起・附随した事情または行為から起った事情に応じて定められなければならない。

第一四四条　行為の助成または隠蔽である誘拐罪の援助に対する刑罰は、第一級短期軽懲役である。

第一四五条　法律およびラント憲法によって公権力およびそれから生ずる裁判権に服している者を拘禁する権利を認められていない者が、人をその意思に反して専制的に拘禁し、その者の人格をおさえこみもしくはどの様な方法であろうともその者の自由の使用を妨害したときは、それを惹起した意図にかかわりなく刑事犯の責任がある。

第一四六条　次の場合は、前条には含まれないものとする。

a　すでに明らかになっている犯罪者（Missethäter）が正規の官憲に引き渡されるまで監禁されるとき。

b　公共の安全に有害もしくは危険な者とみなされる犯罪者が正規の官憲に引き渡されるまで監禁されるとき。

c　父親がその未成年の子を家庭内の折檻のために監禁しているとき。

d　養父がその扶養している子を家庭内の折檻のために監禁しているとき。

a、bの場合には、逮捕と同時に官憲への通報がなされなければならない。c、dの場合には、監禁は長くとも三日間続けることができるが、子供の健康に有害となり得るような困苦（Ungemach）で強化してはならない。

第一四七条　専制的・不当な拘禁に対する刑罰は、第一級短期軽懲役であり、拘禁された者に拘禁により損害が加えられまたは自由を奪うほかに他の困苦が加えられたときにのみ、期間および強さにおいて強めることができる。侮辱された者には、補償および完全な損害賠償の権利が留保される。

第六章　財産および権利に関連する刑事犯について

第一四八条　財産および権利に関連する犯罪は、（a）詐取罪、（b）窃盗罪、（c）略奪罪、（d）放火罪、（e）重婚罪である。

第一四九条　何らかの陰謀・策略により他の者の所有権（Eigentum）を手に入れんとした者もしくは悪い意図から人の財産、名誉、自由または権利に害を加えんとした者は、用いた手段を考慮せず、意図を実際に達成したかどうかを考えずに、一般的に詐欺罪を犯している。

第一五〇条　次に掲げる者は、特に詐欺罪の責任がある。

a　書類を創作し、他の者の筆跡を模倣してまたは模倣せずに相手方の署名を了解なしにみずから加えまたは他の者に加えさせた者、例えば完全に新しい義務を付加しまたはすでにある義務を拡大し、決められた義務を全く抹消しまたは軽減することにより、関与した者の関知・承諾なしに関与者を不利にするためにすでに作製された真正な書類の内容に変更を加えた者その他何らかの方法で不真正な書類を真正なものとみなさんとし、または真正な書類の意味・内容を偽造した者。

第一五一条　b　自己もしくは他人の事件において裁判所で偽証をした者または人に偽証の遂行をそそのかした者。但し、そそのかしが自己の利益になるかまたは第三者の利益になるか、証言が宣誓して行なわれたかまたは宣誓なしで行なわれたか、意図された最終目的が達成されたかどうかにはかかわらない。

第一五二条　c　氏名、官位、資格および階級を詐称した者、君主または官憲の命令を偽った者、他人の財産の所有者であると自称した者その他人為的外観を加えて不正な利益を専有し、人の財産、名誉、自由または有する権利に損害を加え、または欺瞞を加えずには同意しない行為を人にさせた者。

第一五三条　d　人のほとんど教養のない精神、純化されていない宗教観または先入観を、不法な行為もしくはその者自身または他の者に不利になる行為を行なわせるために、悪用した者。

第一五四条　e　弁護人（Rechtsfreunde）および代理人（Sachwalter）であって、弁護を引き受けた法律事件において知った秘密を、弁護をまかされた当事者に損害を与えるために、相手方に漏らしたときあるいは訴訟記録の作製にさい

して相手方を助けその他助言・助力で本来の当事者に反して相手方を援助したとき。

第一五五条　ここに規定された詐欺罪の特別な事件は詐欺罪の全体をいい尽してはおらず、可罰性（Strafbarkeit）の程度が附随事情に依存している詐欺罪に対して一の一定の刑罰を定めることは、全く不可能である。一般的には、中期または短期の懲役または軽懲役および公共労働で処罰されるべきであり、だまされた者または損害を受けた者には、補償および完全な損害賠償の権利が留保される。しかし事情に応じて、この犯罪に対して、その他のさらに厳格な刑罰を言い渡すことができる。人が詐欺によって実際にかなりの損害または合法的利益の喪失をうけたとき、用いられた策略が予見しまたは予防することが全く不可能であるものであったとき、行為者が詐欺をしばしば繰り返しまたは詐欺罪のかどですでに処罰されたことがあるとき、欺した者が欺された者との間に存在する親密な関係を利用してみずからに託された正当な信用を悪用したとき、欺した者が君主または主人に宣誓した役務の本質的なみずから知っている義務を侵害したときまたは宣誓して虚偽の証言をしたときには、刑罰は加重されなければならない。

第一五六条　他人の可動財物（fremdes bewegliches Gut）をその者の関知・了承なしに占有者・所有者から詐欺的に奪った者は、窃盗罪を犯したものであり、一回または数回の攻撃で盗まれた物の価値が小さいものでないとき、即ちウィーンの通貨で二五グルデンをこえているとき、またはそれより小さい価値のときでも奪取の方法が第一六〇条cないしnに含まれている重い事情を伴ったときには、窃盗罪は刑事手続で扱われる。この二つの観点の一が生じたときは、おそらく占有者の保管における不注意が盗み（Entfremdung）を惹起しもしくは容易にしたかどうかまたは盗まれた者に損害が与えられたか否かにかかわりなく、窃盗罪は刑事犯である。行為者が司法的に発覚する以前に、窃取された物のその者の自由意思にもとづく返還が行なわれたときにのみ、盗まれた者に窃盗された物のその間の喪失によって二五グルデン以上の損

害が起なわれたとしても、それは刑事犯ではない。

第一五七条　自己に保管、処理、売却、加工を任されている他人の物を所有者から全部または一部を奪いもしくは横領した者は、窃盗罪の責任がある。

第一五八条　合法的債権者に支払われることになっている財産の一部を隠し、渡さずその他何らかの方法で奪った者は、少なくとも窃盗罪と扱われなければならない。

第一五九条　何らの負担をかける事情を伴わない窃盗罪に対する刑罰は、第一級短期懲役および公共労働である。

第一六〇条　次の場合には、刑罰は第二級短期懲役刑および公共労働であり、a、b、c、f、g、h、iおよびnに掲げられた加重事情が生じたときは、第一級中期懲役刑である。

a　窃盗罪が主人に対して下男によって行なわれたとき。
b　窃盗罪がマイスターまたは労働を約定した者に対して職人または日雇者によって行なわれたとき。
c　窃盗罪が夜間に行なわれたとき。
d　窃盗罪が封鎖された物に対しておよびへい、囲いその他の方法で囲われている森林において行なわれたとき。
e　窃盗罪が数人の仲間とともに行なわれたとき。
f　窃盗罪が火災のときに行なわれたとき。
g　窃盗罪が難破その他水難のときに行なわれたとき。

h　窃盗罪が伝染病の流行しているときに行なわれたとき。

i　窃盗罪がその他のふりかかった困窮のゆえに物を保管することがほとんどできないときに行なわれたとき。

k　窃盗罪が神に捧げられた場所で行なわれたとき。

l　所有者が少しの財産しか持っていないがゆえに、窃盗がその者に手痛い損害を与えたとき。

m　盗まれた物の価値がかなりのものであるがゆえに、所有者に手痛い損害を与えたとき。

n　窃盗罪が領主によってか私的かを問わず、宣誓または官憲の責任の下で盗まれた物をまかされている者によって行なわれたとき。

第一六一条　損害をうけた者には、公的刑罰とは関係なく、窃盗犯人に完全な損害賠償を求める権利が留保される。

第一六二条　囲われていない自由な森林で行なわれた木材窃盗は、刑事裁判官によってではなく、行政官庁（Politische Behörde）によって捜査され、処罰されなければならない。

第一六三条　情を知って、盗まれた物を売買し、盗まれた物を隠匿し、窃盗の実行のときに見張りに立ち、窃盗の機会をうかがいその他忠告をするだけのことなどの直接的または間接的に窃盗に役立った者は、たとえ盗んだ物を手に入れずもしくはその一部を受け取ったとしても、窃盗の共同責任または共犯である。

第一六四条　共同責任または共犯に対する刑罰は、第一級短期軽懲役および公共労働である。

第一六五条　窃盗を実行するために、一人もしくは数人と共同して侵入し、人に対して暴行を加え、脅迫的または現実的虐待でもって略奪的意図が向けられている物の披瀝を強制した者は、略奪的攻撃の罪を犯しており、窃盗が行なわれたときは、略奪の罪を犯している。

第一六六条　旅行者を自由な公道で、その他放浪者を自由な路で、その者が財物または財産として持ち合わせているものの全部または一部を奪うために襲撃した者またはたとえ行為に暴行が伴わないとしても実際に奪った者は、略奪的攻撃の罪または略奪の罪を犯したものである。

第一六七条　略奪的攻撃または略奪が、攻撃された者を傷つける暴行を伴って行なわれたときは、刑罰は第一級長期懲役とし、行為が特別な残虐性をもって行なわれたときは、第一級長期鎖刑とする。略奪がそのような暴行をせずに行なわれたときは、犯罪者に対して中期懲役を言い渡さなければならず、略奪的攻撃が致命的武器でもってまたは数人共同してもしくは人がめったに訪れない一軒家で行なわれたときは、第二級中期とする。

第一六八条　他人の家畜を牧場または牧草地から盗んだ者は、略奪罪を犯した者とみなされなければならない。

第一六九条　前条の略奪の罪に対する刑罰は、第二級短期懲役および公共労働である。

第一七〇条　故意で、および火災によって損害を与えまたは火災のときに支配する無秩序を悪い陰謀もしくは犯罪の実行に利用する機会を創造する悪意の意図において、火が生じ得ることを企てた者は、炎が不意に出現し、何の効果もなく消

火されたかどうか、または生じた損害が重大であるかわずかであるかにかかわりなく、放火罪を犯している。

第一七一条　放火罪一般の刑罰は、公共労働をともなった中期懲役であるが、炎が不利な効果を伴なわずに消火されたときにかぎり、第一級中期とする。しかし次に該当する放火罪は、第一級長期懲役で処罰しなければならない。

a　夜間に行なわれたとき。
b　めったに人の来訪しない辺鄙な場所で行なわれたとき。
c　倉庫（Lager）で行なわれたとき。
d　雑誌に対して行なわれたとき。
e　森林で行なわれたとき。
f　材木置場で行なわれたとき。
g　穀倉で行なわれたとき。
h　田畑の果実に対して行なわれたとき。
i　粉その他可燃性の材料の保管が定められている場所で行なわれたとき。
k　たとえ無効果であったとしても、人の生命に明らかに危険をもたらす状態で行なわれたとき。

第一七二条　次のいずれかに該当するときで、炎が不意に出現したときは、放火罪は、第二級長期懲役および公共労働で処罰しなければならず、さらに多様な事情に応じて加重することができる。炎が不意に出現した場合以外のときは、放火罪に対する刑罰は、第二級中期懲役および公共労働である。

a　一人または数人の者に対して死の原因となったとき。

b　胸がかなり害をうけ、影響を受けたとき。
c　行為者がこの犯罪を繰り返して行なったとき。
d　その他特別な悪意をこめている事情が示されているとき。

第一七三条　被害を受けた者には行為者に対する完全な損害賠償の権利が留保される。

第一七四条　戦時において故意に味方の土地に火を放った者または命令がないのに敵の土地に火を放った者は、戦時立法によって処罰されるべきであり、これについては軍法会議のみが裁判することができる。

第一七五条　有効な婚姻関係によって拘束されているが、独身か既婚かを問わず他の者と第二の婚姻を結んだ者は、重婚罪を犯している。

第一七六条　犯罪者と第二の婚姻を結んだ相手方が第一の婚姻の関係を知っているときは、犯罪者に対する刑罰は第二級短期懲役または公共労働であり、共犯者に対する刑罰は第一級短期軽懲役または公共労働である。

第一七七条　これに反して第二の婚姻を結んだ相手方に第一の婚姻の関係が隠されていたときは、犯罪者は、第一五五条に規定された詐欺罪に科せられる刑罰で処罰されなければならず、責任のない相手方には完全な損害賠償の権利が留保される。

第七章　犯罪および刑罰の消滅

第一七八条　犯罪および可罰性は、行為者の死亡によって消滅する。その際、行為者の死亡は拘引、捜査の開始および判決の言渡の前か後かにかかわらない。

第一七九条　民衆に大きな注目および広範な憤激を起こした犯罪についてもしくは犯罪者の死亡以前に長期の刑罰の判決が言い渡されたときは、故人に対して第一七条の規定にしたがい処置がなされなければならない。

第一八〇条　君主または恩赦を授権された下位機関が授与された権力の十分な制限にしたがい言い渡された刑罰の全部または一部を赦免したときにも、犯罪および可罰性は消滅する。刑罰の一部のみが赦免されたときは、刑罰の赦免されていない一部が執行され終って始めて犯罪は抹消され、消滅したものとみなされる。

第一八一条　合法的刑事機関によって、その機関にまかせられた犯罪の正当な捜査の遂行ののちに釈放された者および判決で無罪が証明されたものと認められると宣告された者は、同一の犯罪により再度捜査を行なわれることはない。釈放が法的確信の不足のみから生じ、かくして実際に捜査が証拠の不足から中止されたときは、裁判官が第一の判決の際に知らなかった新証拠が現われたときには、再度の捜査が行なわれる。

第一八二条　犯罪者が言い渡された刑罰を耐え忍んだときは、犯罪は、抹消されたものとみなされなければならない。

第一八三条　犯罪および可罰性に対しては、将来にわたりいかなる時効も存在してはならない。行なわれた犯罪から犯罪の発見までにいかなる中間時が経過しようとも、犯罪者は法律にしたがって審理されなければならない。

第一八四条　犯罪および可罰性が刑罰の完了または恩赦により消滅したときは、犯罪者は、その悪行から完全に身を清めたものとみなされなければならず、権利の喪失が有罪判決の帰結または明らかな一部でないかぎり、再度共同体的・民事的権利にはいる。それ故にその者は権利の享受を何人にも妨害され、悩まされ、将来の放浪を非難されずに公正さで続けるかぎり、何人からも経過したことを非難されもしくはそのことについて何らかの方法でののしられまたは侮辱されてはならない。

第二編　行政犯(注)および行政罰について

第一章　行政犯一般について

第一条　行政犯として扱われるべきものは、本法によってのみ定められなければならない。本法に明文で列挙されていない行為は、行政犯には属しない。しかしその他の不法な行為は、公的監視によって注視されないのではなく、その発見のときに無処罰であるのではなく、それについて存在する特別な命令にしたがって扱われる。

第二条　行政犯の帰責（Anschuldigung）は、自由な意思で行なわれた行為から生れる。それゆえ行政犯に適応するその他の行為が第一編第五条に規定された事情の下で行なわれたときは、行為は、行政犯として行為者に責任を求められ得ない。

第三条　行政犯の帰責は、行為者および自由意思で行為に協力した者ならびに情を知って行為をひき起こしまたはその行為から利益を得た者に向けられる。

第四条　単なる未遂は、それが何らかの外部的徴表および準備により顕在化しまたは何らかの事情から行為をその後中断したとしても、行政犯の帰責を認めない。

第五条　行政犯の帰責は、行為が行なわれた土地の法律にしたがって行なわれる。外国で行なわれた行政犯は、領邦の臣民に対して通用する法律にしたがい、臣民が行政犯を行なうために外国へと行った場合にのみ処罰される。そのような場合には、行為は、それが影響を及ぼす土地で行なわれたかのように扱われなければならない。

第二章　行政罰一般について

第六条　暴露され、証明された行政犯には、行政官庁(die politische Behörde)によってのみ言い渡され得る行政罰が伴なう。

第七条　行為者が行政犯のほかに同時に刑事犯を犯しているときは、行為者は、直ちに刑事裁判官に引き渡されなければならない。刑罰は刑事犯によって裁量され、それの加重の場合にのみ行政犯が留意されなければならない。

第八条　行政機関（die politische Obrigkeit）は、刑罰の裁量において本法に拘束される。したがって機関は、法律に定められた刑罰方法を変更してはならず、定められた程度を加重減軽することはできない。定められた同一の程度が若干加

重しまたは減軽した判決を許している場合にかぎり、刑罰の現実的裁量に際して、第一編第一四条で刑事裁判官に行為ならびに行為者に関して考慮することが規定されていることを考えなければならない。

第九条　言い渡され執行された行政罰は、行為者およびその相続人を、行為から判断してそれが当然帰属する者に損害賠償をなす義務から解放するものではない。行政罰そのものは行為者の相続人または親戚に何らの関連も有しない。

第一〇条　将来言い渡すことができる行政罰は、打擲による懲罰、曝台への繋留、禁固、鉄につながれての公共労働、一定の場所からの追放である。罰金刑は、禁止された賭博を唯一の例外として、行政犯に対しては言い渡され得ない。

第一一条　打擲による懲罰は、単独で行政罰として定められ、またはそれによって行政罰を加重することができる。この懲罰は、いつでも公開で行なわれなければならない。この処罰方法の等級は、行政犯においては次のように定める。男に対しては一回に五〇回以下のはしばみの棒による打擲、女に対しては三〇回以下の牛の陰茎を原料とする革鞭打ちまたは笞打ちを与えることができる。この打撃は、背中または足に加えてはならず、常に臀部に加えなくてはならない。犯罪者は終ったあとでベンチに横たわり四肢を伸ばすべきである。有罪判決は打擲の厳密な回数および懲罰の反復を定めて表わさなければならない。

第一二条　曝台への繋留においては、有罪者は鉄でつながれ、一定の民衆を収容可能な場所にある高い処刑台の上で首を露出し、監視の下で正午に一時間公衆の見せものにされ、かつ胸の前に掛けられた、二・三の言葉の書かれている板で犯した犯罪が披瀝される。有罪判決は、初犯ならびに二犯および三犯に対して曝台への繋留を言い渡すことができる。

第一三条　禁固は、重禁固および軽禁固である。重禁固においては、有罪者には、(a)脚に鉄がつながれ、(b)板のみが寝所にわりあてられ、(c)官憲の者の立会なしでの訪問は許されず、(d)水以外の飲物は許されず、(e)適当な作業が命令される。

第一四条　軽禁固においては、有罪者は鉄の打ちつけを免除される。その者が自己の食料を自己の資金または親戚・友人への物ごいによってではない自由意思の援助によって調達することができるときは、作業そのものもその者にゆだねられる。寝まきおよびわら布団は、たとえ自分のものから調達されるとしても、その者には禁止されている。

第一五条　法律で行政罰として軽禁固が定められている場合には、公的職務に従事する貴族階級もしくはそれ以外の欠陥のない生活態度および良き評判(gutem Leimuth)である実業家の有罪者に対しては自宅謹慎を言い渡すことができる。自宅謹慎は、それを言い渡された者に認定された刑期の間自宅にとどまり、いかなる理由の下でもそこから離れないことを義務づける。自宅謹慎は、監視の配置または刑罰を甘受するという有罪者の確約だけで行なわれることがある。自宅謹慎を科せられた者が自宅から離れたときは、その者は、判決において定められたすべての期間を公的監獄で禁固を耐えることに運命づけられる。

第一六条　禁固の加重は、有罪者には禁固の間水およびパン以外の食料は許されないという断食（Fasten）によって行なうことができる。

第一七条　禁固刑または公共労働の期間は、短期または中期である。短期禁固は、一日以上一月以下で、中期禁固は、一

月以上一年未満でこれを言い渡すことができる。実際の期間は、有罪判決で明瞭に述べられなければならない。有罪者が職業に従事しているときもしくは長期の刑罰が有罪者またはその者の栄養状態にとって有害であるときは、与えられた刑罰の厳しさは、期間においてよりも加重において認められるべきである。

第一八条　一定の場所からの追放は、一つの場所にだけ及ぼすことができ、有罪者がその他の場所で食料を求める自由を制限することはできない。有罪者は、出生地または一〇年滞在した場所からは第七一条および第七三条に定められた犯罪の場合を除いて決して追放されてはならない。

第三章　同胞の生命または健康に危険または害をもたらす行政犯について

第一九条　いかなる悪意がないとしても毒物の売却により近隣の者に損害を与えた者または傷害のわずかな原因をつくった者は、行政犯の責任がある。

第二〇条　禁止された薬を売却もしくは誤って調合した薬剤師は、行政犯を犯している。

第二一条　犯人が直接的傷害を与えたときは、刑罰は、中期禁固または公共労働である。犯人の行為が傷害のわずかな原因にすぎないときは、刑罰は、短期重禁固（zeitliches strengeres Gefängnis）である。

第二二条　子供または危険からみずからの身を守ることができない者に車でひくことによりもしくは滝へと落すことによ

り個人的負傷その他何らかの死亡または傷害が加えられたときで、子供またはその者に対する監督が自然的義務または公的委任により義務づけられている者の責任ある注意によりその結果を回避することができたときは、その不注意（Sorglosigkeit）は、行政犯である。

第二三条　一般的にこの罪に対する刑罰は、短期軽禁固である。死亡または重傷が生じたときは、刑罰は、生じた不注意の程度に応じて加重されなければならない。

第二四条　疾駆により他の者を傷つけまたは死亡させた者も同様の刑罰で扱われなければならない。

第二五条　次の者は、行政犯を犯している。

a　ペストの危険のゆえに防疫遮断の体制が命じられた地方または防疫線がひかれた地方から定められていない道を陸路もしくはいわゆる閉鎖港（Porti mori）すなわち不許可港および海岸から水路で入域し、物品を導入もしくは搬出した者。

b　そこに派遣されている官吏に届け出ることなしに防疫線をこえた者。

c　嫌疑のある地方からまぎれこみ、道を進んで、でてきた場所を偽って申告した者。

d　健康事項に関して、通過するために虚偽の書類をみずから作製した者、その作製に協力した者、他の者が作ったものであってもその書類を使用した者。

e　他人の真正な健康証明書を利用した者。

f　虚偽または不正に使用された健康証明書について何かを知っているが、最初の機会までに申告しなかった者。

g　指定された消毒の終了以前に防疫遮断の家から逃げた者。

h　防疫遮断の完了以前に監督の許可なしに健康な者に近づき、何らかの方法で自己と社会を結びつけた者。

i　監督の許可なしに防疫遮断地に、そこにいる者と何らかの方法で交際するために近づいた健康な者。

防疫線で働らく次の官吏は、行政犯を犯している。

a　人または物品を許されていない方法もしくは許された方法であるが防疫遮断を経ずに入域させもしくは防疫遮断ときめられた時間以前に防疫遮断を免除した官吏。

b　虚偽の健康証明書を与えた官吏。

c　虚偽もしくは不正に使用された健康証明書で人を通した官吏。

d　そのような許されていない土地への通過、防疫遮断からの放免もしくは回避について知っているが、直ちに通報しなかった下級官吏。

次の者も行政犯を犯したものである。

a　人または物品に対して助言、手びきその他何らかの方法で目立つ道の回避を手助けした者。

b　必要な健康診断書および健康証明書なしに嫌疑ある地方から見知らぬ人または物品を受け継ぎ、輸送し、送付した者。

c　ペスト防疫線の近くの村落に、健康診断書なしにまたは健康診断書が規定にしたがって当局に認定されることなく、見知らぬ人または物品を隠し、隠れ場所を提供した者。

第二六条　前条の犯人は軍法会議に引き渡されなければならず、領邦の安全のために危険とのつりあいを考慮して発布することが必要である法律にしたがい軍法会議によってのみ判決が下されるべきである。

第二七条　上述した一般公衆衛生局（die allgemeinen Gesundheitsanstalten）に対する犯罪のほかに、行為が健康状態に有害もしくは危険であることを行為者が知っているときは、その行為は、行政犯とみなされる。この点に関して私利の追求、悪だくみおよび悪意を未然に防ぐことおよびすべての可能性のある場合および行為を法律で表わすことはできないので、少なくとも、以下に通常の場合が列挙される。但し、その他の場合が排除されるものではない。

a　死んだ家畜が井戸、小川および河川に投げこまれたとき。

b　家畜が伝染病にかかったときに、衛生法により定められている注意が懈怠されたとき。

c　人が家畜につけられた狂犬病の印を届け出ることを怠ったとき。

d　立入りできる場所に鉄製のわなが設置されもしくはおとし穴がほられたとき。

第二八条　この罪に対する刑罰は、鉄につながれた公共労働または鉄なしでの公共労働であり、その期間は、行為によって生じた損害を考慮して定められる。

第四章　同胞の財産または権利を侵害する行政犯について

第二九条　ウィーンの通貨で全体として二五グルデン以下の価値の他人の可動財物を一人または数人の占有者または所有者からその関知および承諾なしに一回または数回で単独でまたは援助者・関与者とともに詐欺的方法で奪った者は、奪取の方法が第一六〇条cないしnに含まれている加重事由をともなわないかぎり、行政犯と扱われるべきである窃盗罪を犯している。

第二〇条　盗んだ財物の価値が比較的大きい場合でも、次の窃盗罪は行政犯に属する。

a　自由な囲われていない森林で行なわれた材木窃盗罪。

b　適猟性の資格のない行為者が何らかの方法でやむをえずとはいえ自己の地所で行った密猟。

c　囲いのない野原での耕地（Feld）および果実の侵奪。

第二一条　使用人が雇い主から第二九条に定められている低価値の、雇い主が所有する財物を奪ったときならびに使用人が雇い主のために買った商品を買った値よりも高く勘定したときまたは使用人が商品を申告し、雇い主によって支払われたよりも悪い属性および少ない重量で引き渡したときは、その者は行政犯とみなされるべき窃盗罪を犯している。

第二二条　行政犯としての窃盗罪に対する刑罰は、行なわれた詐欺および盗まれた者に加えられた損害の程度に応じて禁固、打擲による懲罰およびその他の加重である。累犯の場合には、罪の責任のある者は刑罰満了後にも相当な期間、挙動およびほどよい食物取得を顧慮して警察の監視下におかれる規定が用いられなければならない。

第二三条　許された賭博で、例えば虚偽または工夫したトランプまたはさいころを使用するとき、曲解によって他人のトランプを自分のものにするときもしくは第三者の承認のもとで他人のトランプを見せるときのような性質を有する詐欺を行なった者は、行政犯の責任がある。

第二四条　行為者がこの種の詐欺でいわば生業をしようとしたとき、人をこの詐欺によって財産の管理を特有しないほどの者に後退させたとき、損害が詐欺を蒙った者にとって重大であったときおよび詐欺の種類が容易に回避しえないほど人

為的に用いられたときには、この犯罪はさらし台および公共労働で処罰しなければならない。上述した事情以外の場合には、罪の責任のある者には短期重禁固が言い渡されねばならない。さらに行為者は、たとえ一回の場合であっても、詐欺と宣告されたすべての賭博からの獲得金額の全部を被詐欺者に返還する責任がある。外国人に対しては、さらし台および全領邦国からの追放が言渡されなければならない。

第三五条　何らかの方法で詐欺の実行に意識的に協力した者または第三者に詐欺を実行する意図で教授した者は、すべてこの罪の共犯である。

第三六条　この罪への協力の刑罰は短期軽禁固であり、断食によって加重されることがある。虚偽の賭博へのなされた教授に対する刑罰は短期重禁固であり、打擲による懲罰によって加重されることがある。さらに詐欺者自身から損害賠償を受けることができないかぎり、被害者には共犯者に対して完全な損害賠償を要求する権利が留保される。

第三七条　禁止された賭博を行なった者は、行政犯を犯している。

第三八条　禁止された賭博が行なわれた住居の所有者も、前条の罪を犯している。

第三九条　この禁止の違反者すなわち賭博を行なった者および賭博が行なわれた住居の所有者は、いかなる場合でも三〇〇ドゥカーテンで処罰され、この罰金（Strafgeld）は邦行政府（Landesstelle）に支払われるべきである。禁止された賭博の届出者は、その名前を秘匿した上で、一〇〇ドゥカーテンを受領することができる。賭博に参加している者または賭博が

行なわれた所の者が届出そのものをするときは、規定された固有の刑罰が猶予されるほかに、その者にも届出に対する報賞が役に立つべきである。罪の責任のある者が合法的罰金刑を無資産のゆえに支払うことができないときは、その者は短期軽禁固に処せられるべきである。

第四〇条　人が物品の許された売却のときに警察によってきめられた税金をこえて物品を売ったときもしくは虚偽の容積および重量で物品を売ったときは、その者は行政犯を犯している。

第四一条　一般にこの罪に対しては短期軽禁固が刑罰として定められており、詐欺が売却において比較的長期間行なわれまたは公開（Publikum）がかなり、または容易には発見できない方法で短縮されたときは、刑罰は加重され得る。

第四二条　第三者の業務に干渉した者および第三者をまどわして工夫した外観によりいわれなき係争・不満をもたせ、惹起した者も詐欺罪を犯した者として行政犯人に加えられなければならない。

第四三条　この罪の刑罰は短期軽禁固であり、行為者がこの種の詐欺で商売をしたとき、そのさい相当の金品の強要がまぎれこんだとき、臣民が当局に対して扇動されたとき、提供された著作で虚偽の申告、悪意の方向および無礼な表現が使用されたときもしくはすでに行われた処罰が無効果になったときは、禁固刑は断食および打擲による懲罰によって加重され、いずれの場合にもさらし台への繋留が言渡されねばならず、外国人は全領邦国から追放されねばならない。

第四四条　合法的婚姻の絆によって配偶者と一体化し、それによって婚姻の貞操を義務づけられている者が、他の未婚ま

たは既婚の者と姦淫したときは、姦通罪を犯している。

第四五条　この罪においては行政官庁は職権で干渉してはならず、夫婦を問わず侮辱された者が捜査および処罰を明文で要求した場合にのみ干渉すべきである。犯人が侮辱された者と知り合いになった後に侮辱を明文もしくは継続的同棲によって許したときは、捜査および処罰はもはや中止しなければならない。

第四六条　姦通罪の刑罰は、打擲による懲罰または断食を加重した短期禁固であり、侮辱された者が罪を犯した配偶者を受け入れ、その者と婚姻関係で生活するときには、刑罰は消滅する。

第四七条　人が領邦で邦の法律に根拠をもつ既知の障害を黙秘しながら婚姻契約を結び、暫定的ではなく実現した通常の認可で結婚式をあげたとき、土着民（Eingeborner）が邦の法律によって認められない婚姻をそこで結ぶためによその邦へとおもむいたときまたは両親が契約の無効を法律で認めている方法で子供を強制して意思に反した婚姻をさせるために子供に対して暴力を濫用したときは、行政犯が行なわれている。

第四八条　刑罰として短期重禁固および公共労働が指定される。誘惑者（Verführer）はいろいろな厳格さで扱われねばならず、一方の側に存在する障害が完全に隠されており、それゆえにその者が何も知らずに無効な婚姻に引き入れられたときは、刑罰は加重されねばならない。

第四九条　次の使用人は行政犯人と扱われねばならない。

a　数人の雇い者から同時に給料（Darangeld）を受け取り、それによって仕事に雇われた者。
b　受け取った給料にしたがった仕事に就かない者。
c　使用人規則（Dienstbotenordnung）に含まれた特別な事情なしに仕事から逃走した者。
d　雇い主にののしりの言葉でもってその他明らかに不穏当な方法で対抗する者。
e　義務である仕事の遂行の拒否または明らかな過失により雇い主に損害を惹起した者。

第五〇条　侮辱された雇い主の明文の告訴にもとづいて、犯人は打擲でもって懲罰されまたは悪意の大小、損害の軽重に応じて短期重禁固または短期軽禁固を言渡されねばならない。

第五一条　退職した使用人に、その者の不誠実を知っていたが、誠実の証明書を発行する雇い主は、行政犯の責任がある。

第五二条　罪の責任のある者に対しては、刑罰として短期軽禁固が科せられねばならない。

第五三条　悪い意図なしに人を中傷文書および絵画で法律に違反する行為の虚偽の帰責のかどで被攻撃者に当然の軽蔑の疑念を招き得る方法で描写した者は、それによって中傷された者に損害もしくは期待された利益の喪失が引き起されまたは家庭の平穏が乱されたか否かにかかわりなく、行政犯を犯している。

第五四条　この罪の刑罰は短期軽禁固または公共労働である。侮辱された者には、補償および完全な損害賠償の権利が留保される。中傷が品行および道徳の無欠陥、持っている性格の尊厳および尊敬、出生および中傷した者に関して有する当

局の権力のゆえに特別な配慮に値する者に関するときまたは中傷した者とされた者との間に第一編第八五条および第九二条に規定された関係が生じたときは、刑罰は短期重禁固であり、さらし台への繋留および打擲による懲罰によって加重されることがある。

第五五条　中傷絵画または文書を作製、教唆またはそれへの協力をしていないが、中傷絵画または文書を知ったときに、それを差し止めず、さらに広め、公表した者は、中傷罪の責任があると認められる。

第五六条　刑罰は短期軽禁固であり、第五四条に規定された事情が生じたときは、断食によって加重されねばならない。

第五七条　例えば次のようなわずかな偶然で火を生じさせ、それによって同胞の全財産（Hab und Gut）を危険に陥れる不注意な危険な行為は、行政犯に加えられねばならない。

a　物置、家畜小屋、木材置場その他部屋および可燃性物品が詰められた地下室でタバコが盛んにふかされたとき。

b　そのような場所によく燃えている火を手にして立ち入ったとき。

c　火災規則に違反する行為が行なわれたとき。

第五八条　刑罰は短期軽禁固であり、または不注意の度合が特別なときは、打擲による懲罰である。

第五九条　公道上で行なわれ、それによって一人または数人の者に迷惑を招きまたは傷害を与えた悪ふざけ（Muthwille）は、行政犯とみなされる。大はしゃぎの種類は法律で述べられるためには非常に多様であるので、次のような一般的であるも

ののみが引用される。但し、その他のものが除外されるものではない。

a　人が利用、快適または国民の享楽のために建てられ、設立され、樹立されたものを破壊し、毀損し、取りこわしたとき。

b　人が窓および住居に毀損または傷害することのできる物を投げ入れたとき。

c　人が通行人に水をかけ、物を投げつけ、故意の殺到によって圧倒し、衣服を引き裂き、だめにしまたは何らかの方法で通行人に苦労を招いたとき。

d　人が激しく物乞することによって施物を強要しようとしたとき。

第六〇条　そのような悪ふざけの事情は前もってすべての場合に対して刑罰を計るためには非常に異なっているので、数人の者に加えられまたは重要なものに加えられた損害と比例してさまざまな期間の禁固または公共労働ならびにさらし台への繋留および打擲による懲罰が刑罰として行なわれると単に一般的に定められる。

第五章　道徳を頽廃させる罪について

第六一条　公共の場所または人々の現在する所で演説、著作または行為によって神を無法に（freventlich）冒瀆するために理性を根本的に（auf den Grad）否認した者は、狂人（Wahnwitziger）として扱われ、改善が確証されるまで気違い病院（Tollhaus）に拘束的に収容しなければならない。

第六二条　支配的または寛容的宗教の公共的礼拝練習を故意に乱し、礼拝堂で放恣または公然の侮蔑を示しもしくは礼拝

に捧げられた用具を虐待する行為は、行政犯である。

第六三条　この罪の刑罰は短期重禁固であり、行為から大きな非礼が生じたときは、断食および打擲による懲罰により加重されなければならない。

第六四条　キリスト教の同宗派の者を誤った教育または陰謀によりキリスト教の信仰から離反させた者およびすべての宗教の否定または福音書を否定する宗教の承認をそそのかした者は、行政犯を犯している。

第六五条　支配的宗教に好意を寄せている教区（Gemeinde）に明らかな邪教または不信仰を注入し、支配的宗教から転じさせんとした者も、行政犯人である。

第六六条　第六四条の場合には、犯罪者はさらし台に繋留され、短期重禁固で罰せられねばならない。第六五条の場合には、刑罰として中期重禁固が定められている。

第六七条　公道または人が通常往来するのを常とする場所で不愉快に裸になりまたは売春を行った者もしくはその性別を問わず売春をそそのかすために公道で人に話しかけた者は、行政犯の責任がある。

第六八条　刑罰は短期禁固であり、事情に応じてその程度は弱められまたは強められ得る。それは常に断食で加重されねばならない。

第六九条　公道で道をまともに歩いている悪い評判のない婦人を、身振りまたは言葉で放恣への誘惑をはっきりと示している方法で追いかける者は、被害者の告訴にもとづいて行政犯と扱われねばならない。

第七〇条　刑罰は短期軽禁固である。

第七一条　家畜または自己と同性の者と肉体的に悪いことをする程度に人間性を貶めた者は、行政犯を犯している。

第七二条　罪が行なわれ、公共の不快を起させたときは、刑罰として打擲による懲罰および短期公共労働が定められている。その不快がほとんど知られていないときは、行為者は短期重禁固で罰せられ、断食および打擲による懲罰で加重されねばならない。さらに行為者は、公的に不快を与えた場所から追放されるべきである。

第七三条　自己の住居で売春を許した者、性別を問わず人に売春の機会を提供し、報酬・利得を求めた者および利得を獲得しないが婦人を知人および売春へとかりたてる機会に導いた者は、たとえそれらの者が援助をした者の友人または使用人であったとしても、売春周旋の行政犯を犯している。

第七四条　この罪の刑罰として、初犯のときは中期公共労働が科せられる。その罪によって責任のない者が誘拐されたときは、刑罰は加重されねばならない。犯罪者が何回も提訴されたときは、さらし台に繋留され、打擲でもって懲罰され、なされた犯罪地から追放されねばならない。外国人であるときは、その者は全領邦国から追放されねばならない。

第七五条　身体で生業を営み、売春でもって利得を得た者は、その性別を問わず、行政犯人である。

第七六条　罪の責任のある者は、初犯のときは短期重禁固で罰せられねばならない。累犯のときは、最後に加えられた刑罰が常に倍化しなければならず、未成年者が誘拐されたときは、断食または打擲による懲罰により加重されねばならない。罪の責任のある者が外国人であるときは、その者は全領邦から追放されねばならない。

第七七条　次の者は、道徳の堕落に導く行政犯人に属する。

a　禁止された書物、絵画または叙述されたものでもって淫らな行為を表現し、それを商売とした者。

b　当局によって許された歓楽地以外でマスクその他の方法で変装した者。

c　秘密の集会および親睦を当局に届出せずに始めた者。

d　当局に届け出ることなく自己の住居でほどよい栄養状態を知らない者に隠れ場を提供した者。

第七八条　この罪に対しては、短期軽禁固が定められている。禁止された書物、絵画、叙述したものは責任を負う者から奪われ、廃棄されなければならない。

第七九条　一定の場所からの追放を当局から言渡された者がなお禁止が続いている期間にその場所へと帰還したときは、たとえその者の態度に何の責任がないとしても、そのことによってすでに行政犯の責任がある。

第八〇条　刑罰は短期重禁固または打擲による懲罰であり、罪の責任のある者には放免のときに、刑罰は帰還の回数によ

って倍化されることが示されなければならない。

第八一条　オーストリアの邦のすべてから追放された者がこの追放の猶予を暫定的に生じさせずに、何らかの口実で帰還したときは、たとえ監視官の態度が帰還以来通常であり、非難がなかったとしても、この帰還は行政犯である。

第八二条　刑罰は打擲による懲罰であり、数回の帰還のときには、打撃は倍化されなければならない。同時に、罪の責任のある者は、再び当該の邦から追放されなければならない。

（注）ドイツ語では Politisches Verbrechen であり、この訳語を「行政犯」とするか「違警罪」とするかについてはまだ十分には練られておらず、一般的に理解されている「行政犯」概念とは異なるが、一応「行政犯」と訳しておく。その実質的内容は、ベルナーの言うように、一八一三年のバイエルン刑法典の schwere Polizeiübertretungen に相応する（A. F. Berner, Die Strafgesetzgebung in Deutschland 1751—1861, Neudruck der Ausgabe Leipzig 1867, Aalen 1978）という側面と、第二編第六条に規定されているように、本法典では、行政官庁によって審理されるという形式的定義を与えているにすぎないという側面を有するからである（Vgl. R. Moos, a. a. O., S. 176 f.）。この行政官庁については、一七八七年三月五日の勅令で「行政犯の責任のある者に対する審理、裁判および刑の執行の職務に関する行政官庁への訓令」が出されている。